

■ 第一章 総 則

1 (目的)

2 (定義)

3 (登記することができる権利等)

4 (権利の順位)

5 (登記がないことを主張することができない第三者)

■ 第二章 登記所及び登記官

6 (登記所)

7 (事務の委任)

8 (事務の停止)

9 (登記官)

10 (登記官の除斥)

■ 第三章 登記記録等

11 (登記)

12 (登記記録の作成)

13 (登記記録の滅失と回復)

14 (地図等)

15 (法務省令への委任)

■ 第四章 登記手続

● 第一節 総 則

16 (当事者の申請又は嘱託による登記)

17 (代理権の不消滅)

18 (申請の方法)

19 (受付)

20 (登記の順序)

21 (登記識別情報の通知)

22 (登記識別情報の提供)

23 (事前通知等)

24 (登記官による本人確認)

25 (申請の却下)

26 (政令への委任)

● 第二節 表示に関する登記

● 第一款 通 則

27 (表示に関する登記の登記事項)

28 (職権による表示に関する登記)

29 (登記官による調査)

30 (一般承継人による申請)

31 (表題部所有者の氏名等の変更の登記又は更正の登記)

32 (表題部所有者の変更等に関する登記手続)

33 (表題部所有者の更正の登記等)

●第二款 土地の表示に関する登記

34 (土地の表示に関する登記の登記事項)

36 (土地の表題登記の申請)

38 (土地の表題部の更正の登記の申請)

40 (分筆に伴う権利の消滅の登記)

42 (土地の滅失の登記の申請)

35 (地番)

37 (地目又は地積の変更の登記の申請)

39 (分筆又は合筆の登記)

41 (合筆の登記の制限)

43 (河川区域内の土地の登記)

●第三款 建物の表示に関する登記

44 (建物の表示に関する登記の登記事項)

46 (敷地権である旨の登記)

48 (区分建物についての建物の表題登記の申請方法)

50 (合体に伴う権利の消滅の登記)

52 (区分建物となったことによる建物の表題部の変更の登記)

54 (建物の分割、区分又は合併の登記)

56 (建物の合併の登記の制限)

58 (共用部分である旨の登記等)

45 (家屋番号)

47 (建物の表題登記の申請)

49 (合体による登記等の申請)

51 (建物の表題部の変更の登記)

53 (建物の表題部の更正の登記)

55 (特定登記)

57 (建物の滅失の登記の申請)

●第三節 権利に関する登記

●第一款 通 則

59 (権利に関する登記の登記事項)

61 (登記原因証明情報の提供)

63 (判決による登記等)

65 (共有物分割禁止の定め登記)

67 (登記の更正)

69 (死亡又は解散による登記の抹消)

71 (職権による登記の抹消)

73 (敷地権付き区分建物に関する登記等)

60 (共同申請)

62 (一般承継人による申請)

64 (登記名義人の氏名等の変更の登記又は更正の登記等)

66 (権利の変更の登記又は更正の登記)

68 (登記の抹消)

70 (登記義務者の所在が知れない場合の登記の抹消)

72 (抹消された登記の回復)

●第二款 所有権に関する登記

74 (所有権の保存の登記)

75 (表題登記がない不動産についてする所有権の保存の登記)

76 (所有権の保存の登記の登記事項等)

● **第三款 用益権に関する登記**

78 (地上権の登記の登記事項)

80 (地役権の登記の登記事項等)

82 (採石権の登記の登記事項)

● **第四款 担保権等に関する登記**

83 (担保権の登記の登記事項)

85 (不動産工事の先取特権の保存の登記)

87 (建物の建築が完了した場合の登記)

89 (抵当権の順位の変更の登記等)

91 (共同抵当の代位の登記)

93 (根抵当権の元本の確定の登記)

95 (質権の登記等の登記事項)

● **第五款 信託に関する登記**

97 (信託の登記の登記事項)

99 (代位による信託の登記の申請)

101 (職権による信託の変更の登記)

103 (信託の変更の登記の申請)

104-2 (権利の変更の登記等の特則)

● **第六款 仮登記**

105 (仮登記)

107 (仮登記の申請方法)

109 (仮登記に基づく本登記)

● **第七款 仮処分に関する登記**

111 (仮処分の登記に後れる登記の抹消)

113 (保全仮登記に係る仮処分の登記に後れる登記の抹消)

77 (所有権の登記の抹消)

79 (永小作権の登記の登記事項)

81 (賃借権の登記等の登記事項)

84 (債権の一部譲渡による担保権の移転の登記等の登記事項)

86 (建物を新築する場合の不動産工事の先取特権の保存の登記)

88 (抵当権の登記の登記事項)

90 (抵当権の処分の登記)

92 (根抵当権当事者の相続に関する合意の登記の制限)

94 (抵当証券に関する登記)

96 (買戻しの特約の登記の登記事項)

98 (信託の登記の申請方法等)

100 (受託者の変更による登記等)

102 (囑託による信託の変更の登記)

104 (信託の登記の抹消)

106 (仮登記に基づく本登記の順位)

108 (仮登記を命ずる処分)

110 (仮登記の抹消)

112 (保全仮登記に基づく本登記の順位)

114 (処分禁止の登記の抹消)

● 第八款 官庁又は公署が関与する登記等

115 (公売処分による登記)

116 (官庁又は公署の嘱託による登記)

117 (官庁又は公署の嘱託による登記の登記識別情報)

118 (収用による登記)

■ 第五章 登記事項の証明等

119 (登記事項証明書の交付等)

120 (地図の写しの交付等)

121 (登記簿の附属書類の写しの交付等)

122 (法務省令への委任)

■ 第六章 筆界特定

● 第一節 総 則

123 (定義)

124 (筆界特定の事務)

125 (筆界特定登記官)

126 (筆界特定登記官の除斥)

127 (筆界調査委員)

128 (筆界調査委員の欠格事由)

129 (筆界調査委員の解任)

130 (標準処理期間)

● 第二節 筆界特定の手続

● 第一款 筆界特定の申請

131 (筆界特定の申請)

132 (申請の却下)

133 (筆界特定の申請の通知)

● 第二款 筆界の調査等

134 (筆界調査委員の指定等)

135 (筆界調査委員による事実の調査)

136 (測量及び実地調査)

137 (立入調査)

138 (関係行政機関等に対する協力依頼)

139 (意見又は資料の提出)

140 (意見聴取等の期日)

141 (調書等の閲覧)

● 第三款 筆界特定

142 (筆界調査委員の意見の提出)

143 (筆界特定)

144 (筆界特定の通知等)

145 (筆界特定手続記録の保管)

● 第四節 雑 則

146 (手続費用の負担等)

147 (筆界確定訴訟における積明処分の特則)

148 (筆界確定訴訟の判決との関係)

149 (筆界特定書等の写しの交付等)

150 (法務省令への委任)

■ 第七章 雑 則

151 (登記識別情報の安全確保)

153 (行政機関の保有する情報の公開に関する法律の適用除外)

155 (行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の適用除外)

157 (審査請求事件の処理)

152 (行政手続法の適用除外)

154 (行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

156 (審査請求)

158 (行政不服審査法の適用除外)

■ 第八章 罰 則

159 (秘密を漏らした罪)

161 (不正に登記識別情報を取得等した罪)

163 (両罰規定)

160 (虚偽の登記名義人確認情報を提供した罪)

162 (検査の妨害等の罪)

164 (過料)